

食材王国みやぎ「伝え人（びと）」活用促進事業実施要綱

（目的）

第1 この要綱は、県産食材の理解促進、食材を選択する力の育成、伝統的食文化の伝承等の取組みを通して地産地消を推進するため、次代を担う子どもたちを対象とした宮城の食に関する学習を進めるに際し、食材王国みやぎ「伝え人（びと）」登録事業実施要綱第5に定める食材王国みやぎ「伝え人（びと）」（以下「伝え人（びと）」という。）を派遣するものとする。

（派遣の対象）

第2 県は、次の各号に掲げる学校等を対象として、県産食材の理解促進、食材を選択する力の育成、伝統的食文化の伝承等に関する新規の取組に対して伝え人（びと）を優先的に派遣することができるものとする。

- （1） 県内の学校教育法に定める小学校
- （2） 県内の学校教育法に定める中学校
- （3） 県内の学校教育法に定める特別支援学校の小学部及び中学部
- （4） その他宮城県農政部食産業振興課長（以下「食産業振興課長」という。）が認めるもの

（派遣の手続き）

第3 派遣は、次の各号によるものとする。

- （1） 派遣を希望する者は、派遣申込書（別記様式第1号）により食産業振興課長が別に定める日までに、食産業振興課長宛てに申し込む。
- （2） 食産業振興課長は、派遣申込書を受理し、内容が適当であると判断し派遣を決定したときは、派遣決定書（別記様式第2号）により当該派遣申込者宛て通知する。
- （3） 派遣に関する旅費、謝金及び材料費は、別表により食産業振興課の予算の範囲内で負担する。

（報告）

第4 伝え人（びと）の派遣を受けた者は、事業実施後に実績報告書（別記様式第3号）を食産業振興課長に提出するものとする。

（協力）

第5 伝え人（びと）の派遣を受けた者は、次の各号について、協力するものとする。

- （1） 食産業振興課が実施する「食材王国みやぎ」の推進に関する事業の周知
- （2） 派遣講座参加者（児童・生徒等）に対するアンケート調査

（その他）

第6 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、食産業振興課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 1 月 15 日から施行する。

別表（第３関係）

	条件等	活動１回あたりの 支給上限額
講師謝金	受講者数（教員等除く）が２０名以内	７,０００ 円
	〃 ４０名以内	１４,０００ 円
	〃 上記以上	１８,０００ 円
旅費	自家用車を使用する場合は、県の職員等の旅費に関する条例（昭和３２年条例３０号）を準用する。 公共交通機関を使用する場合は実費とする。 なお、自家用車を使用する場合において、高速道路を使用することが適当と認められる場合は、その実費相当額を支給上限額に上乗せすることができる。	３,０００ 円
材料費	活動で使用した食材の実費を支給する。	１８,０００ 円